

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 伊佐市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.7%
全職員	60.4%

2. 「任期に定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.0%
31～35年	95.7%
26～30年	94.6%
21～25年	86.1%
16～20年	97.2%
11～15年	93.1%
6～10年	82.7%
1～5年	89.3%

【説明欄】

・扶養手当及び住居手当について、男性の受給者数が多く、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなる要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

市長部局、議会議務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局の全部局の値である。